

令和4年度第1回川崎市子ども・子育て会議
教育・保育推進部会 議事録

■ 開催日時

令和4年9月13日（火） 18時00分～

■ 開催場所

川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

■ 出席者

(1) 委員

- 川崎市子ども子育て会議公募委員
青木 千恵委員
- 川崎西部地域療育センター 地域支援課長
大野 伸之委員
- 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
奥村 尚三委員
- 東京家政大学家政学部児童学科
東京家政大学短期大学部保育課 教授
佐藤 康富委員
- 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長
鈴木 伸司委員
- NPO 法人 グローイン・グランマ 代表
関 和子委員
- 田園調布学園大学みらいこども園 顧問
長南 康子委員
- 洗足こども短期大学 幼児教育保育課 教授
坪井 葉子委員
- 川崎認定保育園協議会 副会長
森田 博史委員

(2) 行政所管課・事務局

- こども未来局企画課 課長 北川
- 企画課 課長補佐 浅水
- 企画課 担当係長 熊島
- 保育所整備課 課長 村山
- 保育第1課 課長 荒井
- 保育対策課 課長 坂口
- 保育対策課 課長補佐 谷田部
- 保育第2課 課長 長田
- 中原区保育・子育て総合支援センター所長 平山
- 運営管理課 課長 岡田

●保育指導・人材育成 担当課長 佐藤

■ 配布資料

資料 1－1：教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

資料 1－2：教育・保育施設の利用定員の設定状況について

資料 1－3：教育・保育施設の利用定員の変更について

資料 1－4：地域型保育の利用定員の設定状況について

資料 1－5：地域型保育の利用定員の定員変更について

資料 1－6：事業廃止予定の教育・保育施設及び地域型保育事業について

資料 2：川崎市保育所等の利用調整実施要綱の改正について

資料 3：中原区保育・子育て総合支援センターの取組による効果について

■ 傍聴者

0人

1 開会

- ・事務局あいさつ（企画課長 北川）
- ・次第、資料、定足数（部会の成立）確認

2 議事 1 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について

○資料1-1～資料1-6をもとに事務局から概要説明。

<質疑等>

- 【委員】 資料1-3の利用定員の変更についての資料の中で、変更がかなり大きく変更している園があるようだが、何か理由があるのか。
- 【事務局】 出来野ルーテル保育園については、これまで職員の確保が厳しく、実質受入れを抑えてきており、市としても職員の確保をお願いしているものの、状況が改善できないため、実際の受入れ状況に合わせて少し定員を落としたところである。L I F E S C H O O L 溝ノ口については、定員130人だが、実際に入所しているお子さんが少ない状況で、実際の実員の規模に合わせて定員を落としたところである。
- 【部会長】 資料1-2のまなびの森鷺沼保育園について、開園が10月になったということは、建築上の問題なのか、職員の問題なのか、また利用する方は困っていらっしゃるのか。
- 【事務局】 まなびの森鷺沼については、近隣の方となかなか調整がうまくいかなかったため、3か月遅れたほか、地盤が非常に弱かったため、工事が遅延したことで、さらに3か月遅れ、本来であればこの4月開設だったものが半年遅れており、利用を希望されている方には大変御迷惑をおかけしている。現在、開設に向けて準備を進めている。

3 議事 2 川崎市保育所等の利用調整実施要綱の改正について

○資料2をもとに事務局から概要説明。

<質疑等>

- 【委員】 施設への連携を早めにしたほうが施設のほうは受け入れやすい。今は公立保育園ということだが、民間保育園での対応というのは、今後どのように考えているのか。
- 【事務局】 医療的ケア児に関する取組については、保育所だけではなく、全市一体となって区役所も一緒に取組をしていることから、児童家庭課等、区役所に御相談いただいた場合は入所を希望する保育園に早めにおつなぎするようにしている。また、民間保育所の拡充については、今年度、医療的ケア児を持つ保護者の方々が、公立保育所にどのくらい入所を希望されるか、人工呼吸器等を必要とするお子さんのニーズも含めて状況を見極めながら、検討していきたい。
- 【委員】 情報のほうを少し早めに言っただけなのであれば、ぜひ保護者のほうから、申請があった時点で保育園のほうにそういう情報を開示していただくよ

う、御検討いただきたい。

【委員】 地域療育センターで療育を受けているお子さんはたくさんおり、保育園入園後についても、地域療育センターの療育スタッフとか、医者とか、PTとか、保育士とか指導員もいろいろなことができるので、ぜひ有効に使っていただき、協力体制をつくりたい。

【委員】 療育センターに通っている方についての量の見込みはどのくらい見込んでいるのか。

【事務局】 量の見込みについては、健康福祉局障害計画課と連携を図りながら見込んでいる。医療的ケアが必要な子どもがいる保護者が、療育センターを活用していたり、訪問看護を活用しているというあたりから調査を進めたところによると、未就学児で大体40人前後ではないかというふうに聞いている。今回、医療的ケア児さんの受入れを保育所で体制を整えたというところであり、今後どれくらいになっていくかはまだ分からない状況である。

【委員】 医療的ケア児の保護者の就労について、保育時間等の目安というのは基本的にどこか示されるのか。

【事務局】 保育所入所にあたり、就労が求められるが、医療的ケアが必要な子どもがいる保護者の方については、そのケアだったり、または支援だったりというあたりで、なかなか就労に結びついていないという実態があることから、休職中またはパートタイムの方であっても、今回、ランクA、指数15といった優先的な取扱いを設けており、就労を希望される方は就労につながっていくと考えている。

【委員】 就労形態によっては、延長保育等も行っていくという考えか。

【事務局】 延長保育については、医療的ケアのお子さんについて、しっかりとしたケアをしていかなければいけないことから、現段階においては、必要な保育のコアのタイムの中で保育をさせていただきたいと考えている。

【委員】 医療的ケアについて、職員研修はどのように考えているのか。

【事務局】 研修については、現在、公立保育所で経験などスキルを積み上げており、その積み上げたものを民間保育所の研修などでも一緒に活用させていただいている。また、公立保育所が作成しました医療的ケア児の手引きについても、今後、民間保育所のほうでも活用していただけるよう、見直しをしていく予定。

【委員】 日常的な保育所の入所が困難と判断された場合の体験保育について、内容を教えていただきたい。

【事務局】 交流保育については、9月から開始したところで、現在広報に努めており、引き続き進めてまいりたい。

【委員】 医療的ケア児が回復した場合に関しては、入所要件について、どのように考えているか。

【事務局】 その場合には、健康管理委員会にもう一度主治医の意見書を提出し、確認をした上で、医療的ケアのお子さんではないという要件での受け入れになる。

【部会長】 川崎市が医療的ケアに取り組んで要綱が改正されるのはすばらしいことであ

る。同時に、連携、受入れ体制の整理、保護者への対応など、きめ細かく対応していくことが必要と考える。

4 議事3 中原区保育・子育て総合支援センターにおける取組について

○資料3をもとに事務局から概要説明。

<質疑等>

【委員】 一時保育を希望しても、定員オーバーでなかなか入れない人がいるような話を聞いたことがあるが、そのあたりは実態としてはいかがか。

【事務局】 一時預かり保育はすごく申込みが多く、大体60人の方が応募されていて、入れない方も数名いる。また、支援が必要な方に関しては優先的に利用ができるような調整もしている。

【委員】 最大枠というのはどのぐらいか。

【事務局】 非定型的保育と緊急一時保育を合わせて10人という定員の中で対応している。

【委員】 緊急と認定されなければ、利用したいと思ったときに、簡単には使えないときもあるということか。

【事務局】 公立の一時預かり保育のシステムとしては、3か月ごとの受付となっており、そのタイミングを外すと、3か月間は、キャンセルが出たときしか入れないといった状況も出てくる。

【委員】 緊急と認定されなければ、利用したいと思ったときに、簡単には使えないときもあるということか。

【事務局】 公立の一時預かり保育のシステムとしては、3か月ごとの受付となっており、そのタイミングを外すと、3か月間は、キャンセルが出たときしか入れないといった状況も出てくる。

【委員】 そういうことであるならば、やはりマイナス面もきちんと報告としてはまとめていただいたほうが評価としてはいいのかなと思う。もちろんいい面がたくさんあるということは承知している。

【事務局】 資料に反映していく。

【委員】 今の一時保育の率を聞いて、定員10名というのは、センターとしては少ないのではないか。緊急的に御相談に来る方がいるので、柔軟な対応を取っていただきたい。

【事務局】 急遽必要な要件が発生した場合、柔軟な受入れを行っており、施設が周知されていくにしたがって、だんだんに一時預かり保育のニーズが変わり、個別支援を必要とする方、緊急に保育を必要とする方の問合せが増えている。空いているスペースなどを使い、可能な限り柔軟に受け入れている。

【委員】 来年の4月1日からこども家庭庁に変わる中で、保育所に対するかかりつけ相談機関としての活用について、今後のセンターと保育所の関わりはどのような運用となるのか。

【事務局】 民間保育所も公立保育所も子育て支援にこれから力を入れていくこととなるが、保育・子育て総合支援センターが中心になって民間保育所と一緒に連携

をしながら子育て支援に取り組んでいきたいと考えている。

【委員】 1点は、緊急一時預かりについては、公民ともに保育園との連携ができたので、当日、ほかの保育園で一時預かりの枠がある場合に誘導するといったような連携も新しい取組としてあってもいい。

あと1点は、孤立している家庭が必ずしもセンターに自ら来て、孤立しているんですと言える家庭だけではなくて、本当に誰にもしゃべれなくてという、つらい方もいらっしゃるかなと思うので、どういうふうに見つけてアプローチができるのか、何か取組があれば教えていただきたい。

【事務局】 民間に誘導するという点については、これまでも、近くの民間の保育所様のほうでも、一時預かり保育事業のほうを行っておりますので、ご案内するという形で、民間保育所と連携している。

もう1点の、子育てで孤立してしまっている方へのアプローチについては、保育・子育て総合支援センターと全く関わりのない方はなかなか難しいが、地域子育て支援センターに足を運んでいただいた方の中に、実はいろいろな課題を抱えている方もおり、そういった方には専門職の方がいろいろ話しかけたりすることで、アプローチをして、必要な支援を届けたりすることができている。

全く施設のほうに関わりのない方を引き込むことは課題ではあるが、些細なことから支援につなげるといえることができるように、これからも取組を広げていきたいと考えている。

【部会長】 中原区と川崎区の両センターの交流について伺いたい。

【事務局】 川崎区の状況は連携をしながら、情報を共有しながら事業を進めている。これから保育・子育て総合支援センターが増えていく中では、連絡会といった機会を設けながら進めていきたい。

【部会長】 幼保小の連携や、保育所保育指針が変わった中で、乳児保育の充実など、コンテンツもアップデートしていく必要があると思う。

【委員】 中原区保育・子育て総合支援センターという名称について、何か愛称とかが既にあるのか。もしなかったら、何か親しみやすい名称があるといいのではないか。

【事務局】 愛称はないが、今後、愛称も含めて、より使いやすい施設になるように考えてまいりたい。

4 閉会

・事務局あいさつ（企画課長 北川）

以上